

兵庫県公報

平成29年10月6日 金曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例を廃止する等の条例（税務課）	1
○ 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（財政課）	2
○ 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（新行政課）	4

公布された法令のあらまし

●農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例を廃止する等の条例（条例第23号）

農村地域工業等導入促進法の一部改正により、地方税の課税免除に係る減収補填措置が廃止されたこと等を踏まえ、農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例を廃止する等所要の整備を行うこととした。

●使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第24号）

次に掲げる法律の一部改正に伴い、これらの法律に関する新たな手数料を定める等所要の整備を行うこととした。

- 1 不動産特定共同事業法
- 2 旅行業法
- 3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律

●個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例（条例第25号）

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、教育委員会が次に掲げる事務を処理する場合において、知事は、教育委員会に個人番号をその内容を含む生活保護法による保護の実施等に関する情報を提供することができることとされたことを踏まえ、知事が提供することができる特定個人情報（個人番号をその内容を含む個人情報をいう。以下同じ。）について、所要の整備を行うこととした。

- (1) 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
 - (2) 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
- 2 生活保護法による保護の実施等の事務を円滑に実施するため、知事が当該事務を処理するに当たり利用することができる特定個人情報について、所要の整備を行うこととした。

条 例

農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例を廃止する等の条例をここに公布する。
平成29年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第23号

農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例を廃止する等の条例

（農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例の廃止）

第1条 農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例（昭和47年兵庫県条例第43号）は、廃止する。

（附属機関設置条例の一部改正）

第2条 附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表産業立地審議会の項中「農村地域工業導入促進法」を「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」に改め、「及び実施計画」を削り、「工業の」を「産業の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部改正)
- 2 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「、農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例（昭和47年兵庫県条例第43号）第2条第1項」を削り、同条第2項中「、農村地域工業等導入地区における県税の課税免除に関する条例第3条」を削る。



使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第24号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第3の31の部を次のように改める。

- 31 不動産特定共同事業法に関する手数料

名称	事務の区分	金額
(1) 不動産特定共同事業許可申請手数料	不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号。以下この部において「法」という。）第3条第1項の規定に基づく不動産特定共同事業の許可の申請に対する審査	80,000円
(2) 小規模不動産特定共同事業登録申請手数料	法第41条第1項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の申請に対する審査	60,000円
(3) 小規模不動産特定共同事業登録更新申請手数料	法第41条第3項の規定に基づく小規模不動産特定共同事業の登録の更新の申請に対する審査	60,000円

別表第4の31の部に次のように加える。

(5) 旅行サービス手配業登録申請手数料	法第24条第1項の規定に基づく旅行サービス手配業の登録の申請に対する審査	15,000円
----------------------	--------------------------------------	---------

別表第4の64の2の部の次に次のように加える。

- 64の3 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に関する手数料

名称	事務の区分		金額
(1) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下この部において	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（法第8条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅をいう。以下この部において同じ。）の戸数が1戸のもの	6,700円
		住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの	7,700円

	「法」という。)第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が5戸以上9戸以下のもの	9,400円	
		住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が10戸以上29戸以下のもの	12,000円	
		住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が30戸以上39戸以下のもの	13,000円	
		住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が40戸以上49戸以下のもの	14,000円	
		住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が50戸以上99戸以下のもの	16,000円	
		住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数が100戸以上のもの	20,000円	
(2) 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録事項変更手数料	法第12条第1項の規定に基づく登録事項の変更の届出を受けた場合における当該変更の登録に対する審査	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数の追加に係るものである場合	追加した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の戸数(以下この部において「追加戸数」という。)が4戸以下のもの	1,400円
			追加戸数が5戸以上9戸以下のもの	3,000円
			追加戸数が10戸以上19戸以下のもの	4,800円
			追加戸数が20戸以上29戸以下のもの	5,400円
			追加戸数が30戸以上39戸以下のもの	6,200円
			追加戸数が40戸以上49戸以下のもの	6,900円
			追加戸数が50戸以上99戸以下のもの	9,100円
			追加戸数が100戸以上のもの	14,000円
		その他の場合	1,400円	

別表第5に次のように加える。

13 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に関する手数料

手数料	事務	指定試験機関等
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請手数料	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(以下この部において「法」という。)第8条の規定に基づく住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請に対する審査	法第25条第1項に規定する指定登録機関

住宅確保要配慮者円滑 入居賃貸住宅事業登録 事項変更手数料	法第12条第1項の規定に基づく登録事項の変更の届出 を受けた場合における当該変更の登録に対する審査	法第25条第1項に規定 する指定登録機関
-------------------------------------	--	-------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第4の64の2の部の次に64の3の部を加える改正規定及び別表第5に13の部を加える改正規定 平成29年10月25日

(2) 別表第3の31の部の改正規定 平成29年12月1日

(経過措置)

2 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）の施行の日の前日までの間における改正後の使用料及び手数料徴収条例別表第4の31の部(5)の款の規定の適用については、同款中「法第24条第1項」とあるのは、「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）附則第4条」とする。この場合において、同款に規定する旅行サービス手配業登録申請手数料は、同法第2条の規定による改正後の旅行業法（昭和27年法律第239号）第23条の規定による登録がされる日までに納めなければならない。



個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第25号

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部を改正する条例

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例（平成27年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の款(3)の項中「事務」の右に「(以下「特別支援教育就学奨励費補助金交付事務」という。)」を加える。

別表第2の1の款中

「

(1) 職業転換給付金支給事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
-----------------------------	--

」

を

「

(1) 生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの
(1)の2 職業転換給付金支給事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの

」

に改め、同款(4)の項中「障害児入所給付費の支給に関する情報」の右に「、障害者関係情報」を加える。

別表第3の2の款(1)の項中「生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報又は」を削り、同款(3)の項の次に次のように加える。

(3)の2 特別支援教育就学奨励費補助金交付事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
--------------------------------------	----	-----------------------------------

別表第3の2の款中(5)の項を(6)の項とし、(4)の項の次に次のように加える。

(5) 法別表第2の第2欄に掲げる事務（法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）であって規則で定めるもの	知事	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
---	----	-------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。